

令和5年6月28日

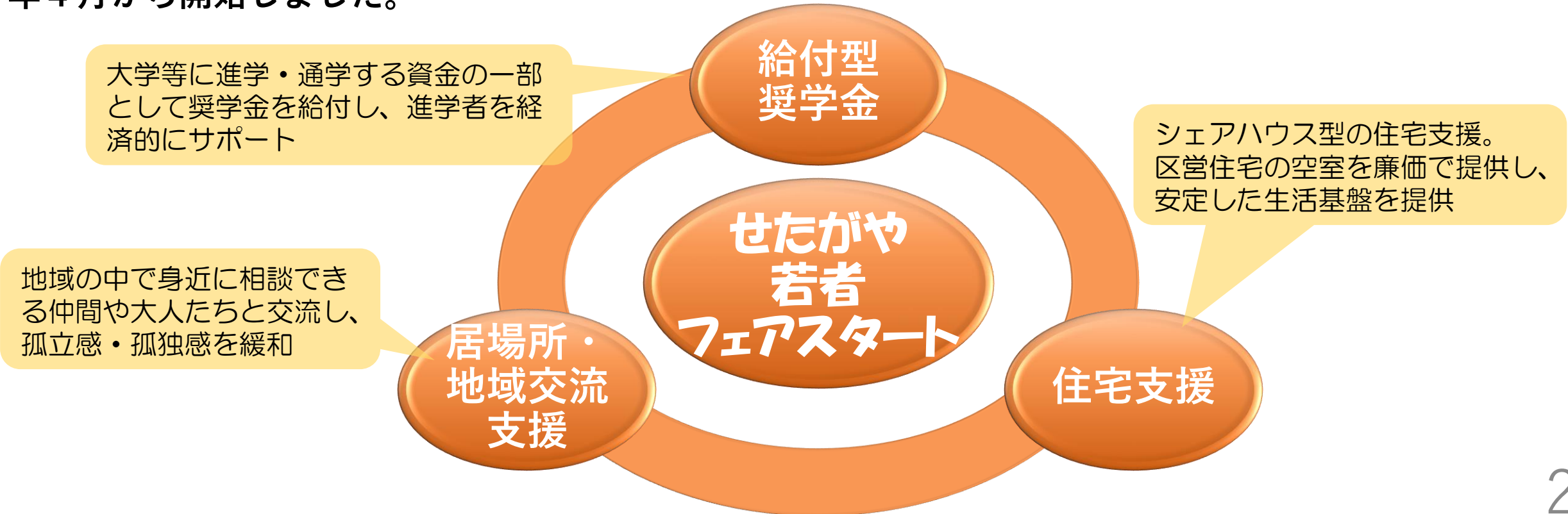
世田谷区児童養護施設退所者等支援事業 (せたがや若者フェアスタート事業) について

子ども・若者部 児童相談支援課

【世田谷区児童養護施設退所者等支援事業】

児童養護施設や里親等の元を巣立った若者は、親族等からのサポートが望めないため精神的にも経済的にも厳しい現実に直面しています。

このような状況を踏まえ、区では、すべての若者が同じスタートラインに立ち、未来を切り開くことができるよう、自立に向けて歩む過程を支援する「せたがや若者フェアスタート」事業を平成28年4月から開始しました。

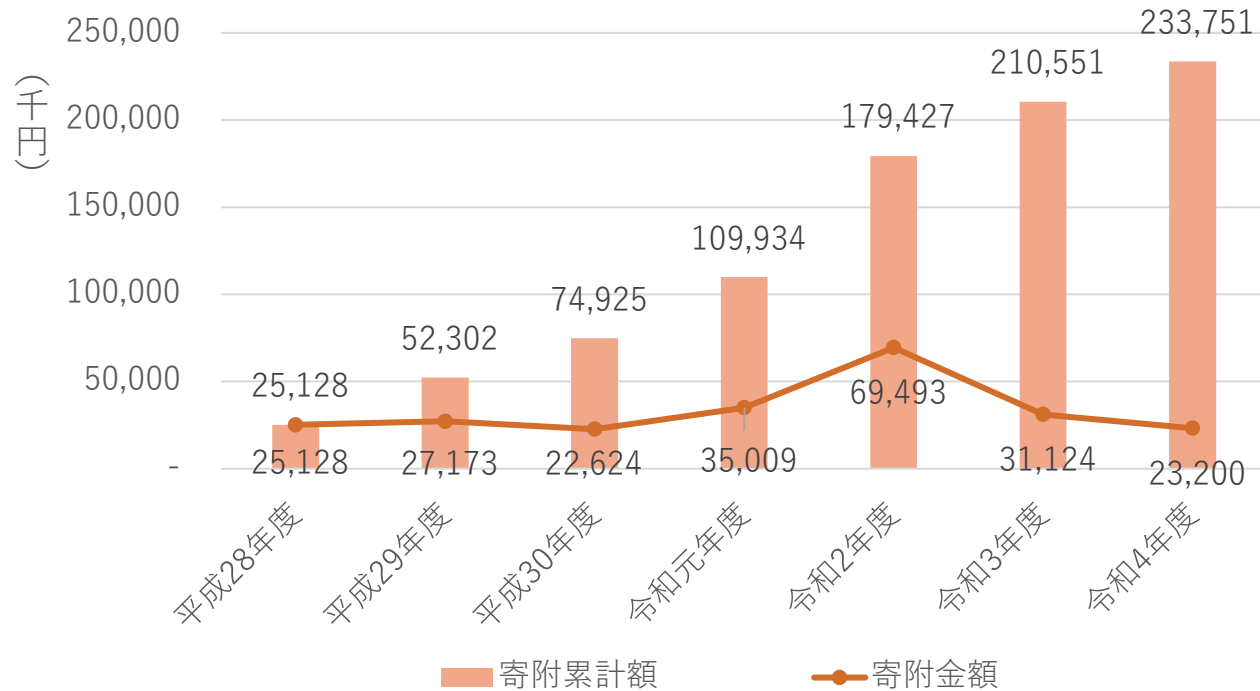


【世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金】

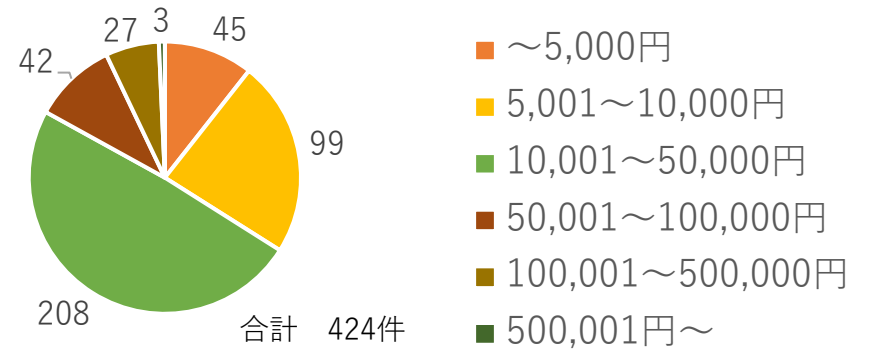
給付型奨学金を社会全体で支える仕組みとするために、「世田谷区児童養護施設退所者等奨学・自立支援基金」を創設しました。平成28年度の事業開始以来、累計で2億円を超えるご寄附をいただきました。

【寄附実績】

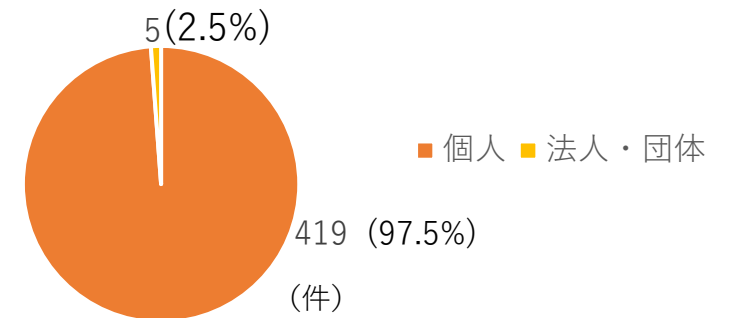
年度別寄附金額および寄附累計額



令和4年度 1件あたりの寄附金額内訳



令和4年度 寄附者内訳



令和3-4年度【せたがや若者フェアスタート事業 さらなる発展に向けた検討】

せたがや若者フェアスタート事業のさらなる拡充に向け、当事者を交えた検討会を行い議論を重ねてきました。

第1回検討会	令和4年1月24日
第2回	3月11日
第3回	4月13日
第4回	5月13日

検討委員の皆様

(一社) ゆめさぼ 代表理事 田中 れいか さん
 (一社) コンパスナビ 就労支援・自立支援
 広報担当リーダー ブローハン 聡 さん

(福) 福音寮

(福) 東京育成園

日本大学文理学部

立教大学

東洋大学

飯田 政人 理事長

渡辺 俊彦 園長

太田 由加里 教授

庄司 洋子 名誉教授

森田 明美 名誉教授



一度は施設や里親のもとにいて困窮している人など、支援を必要としている若者をカバーしていく形にするべきではないか。

進学しない場合でも、資格取得により就職先が広がるので、その部分の支援を考えてはどうか。

施設に頼ることができない若者もいる。多様な状況にある若者たちがハードル低く、必要な時にいつでも行ける場所ができるとう良い。

(退所後に) 一人で住みたいという願望が強いため、家賃補助や個室住居などプライベートを保障した支援が必要。

既存の多様な若者支援機関等と連携することが重要。

一方で、複数での居住を好む若者もいるので、選択肢があると良い。

対象者の困りごとに寄り添い、他機関や専門支援につなぐ仕組みが必要。



令和3-4年度 【せたがや若者フェアスタート事業 今後の拡充の方向性】

検討会の結果…

退所者等が安定した社会生活を送るためには、経済的支援だけでなく、継続的できめ細やかなサポートが必要とされている！

【今後の拡充の方向性】

- 給付型奨学金の対象者を拡大します。
- 進学・就職の進路選択にかかわらず、就職に役立つ資格等の取得を応援する資格等取得支援を始めます。
- 進学・就職の進路選択にかかわらず、退所直後の生活の安定を図るため、家賃支援を開始します。
- 給付型奨学金、資格等取得支援、家賃支援において、過去に措置/委託されてから家庭復帰した人等も、一定の条件のもとで対象とします。
- 入所中から退所後の30歳代までの一貫した支援、個々の退所者等の状況に応じたきめ細やかなサポートを行うため、新たに相談支援を始めます。

【せたがや若者フェアスタート事業 さらなる拡充の取組み】

給付型奨学金【拡充】 + 資格等取得支援【新規】

平成28年度

令和2年度

令和4年度

令和5年度

★基金活用事業

給付型奨学金

- 給付上限36万円/年
- 進学の前年度末時点で23歳未満
- 一度奨学金を受給して卒業又は退学した場合、二度目の申請不可



コロナ対応 (緊急措置)

- 給付上限額撤廃
- 教科書・参考図書代、通学交通費、技能習得費を対象経費に追加

拡充

- 給付上限額 36万円→**50万円/年**
- 進学の前年度末時点で 23歳未満→**30歳未満**
- **PC購入経費**を対象に追加 (要件あり)
- 安定した学業継続を支援する「**就学継続支援費**」を新設 (要件あり)

拡充

- **措置延長中や自立援助ホーム入所中**も給付対象とする。
- **18歳の年度末前に退所した場合**も、一定の要件(※)にあたる場合対象とする。

(※) 退所等が義務教育終了以降で、18歳到達時点で児童相談所または子ども家庭支援センター等の支援を受けており、かつ親族からの経済的支援を受けることができない場合

新規

資格等取得支援

- 就職に役立つ資格等取得を支援
- 給付上限は**自動車運転免許30万円、その他資格等10万円**
- 進学者、就労者どちらも対象



【せたがや若者フェアスタート事業 さらなる拡充の取組み】

住宅支援（シェアハウス方式） + 家賃補助【新規】

平成28年度

令和2年度

令和4年度

令和5年度

住宅支援

- 2LDK～3DKの借上げ区営住宅を、退所者等支援用として5住戸確保
- 入居者負担1万円/月
- 2～3名での共同生活（シェアハウス方式）
- 進学者は所定の修学年限、就労者は2年間利用可
- 出身施設によるサポート付



拡充

- 自立援助ホーム退所者、区外施設・区外里親出身者等も対象とする。

新規

家賃支援

- 退所者等が自分で借りたアパート等の家賃に対し、月3万円を補助
- 進学者、就労者どちらも対象

基金（寄附金）のさらなる活用を想定



【せたがや若者フェアスタート事業 さらなる拡充の取組み】

居場所・地域交流支援 + 相談支援【新規】



居場所・地域交流支援

- 仲間や地域の大人たちとおしゃべりやゲーム、食事を楽しむ居場所
- 区内2か所で、それぞれ月1回実施



拡充

- 新たな相談支援事業との連携**による事業効果のさらなる向上

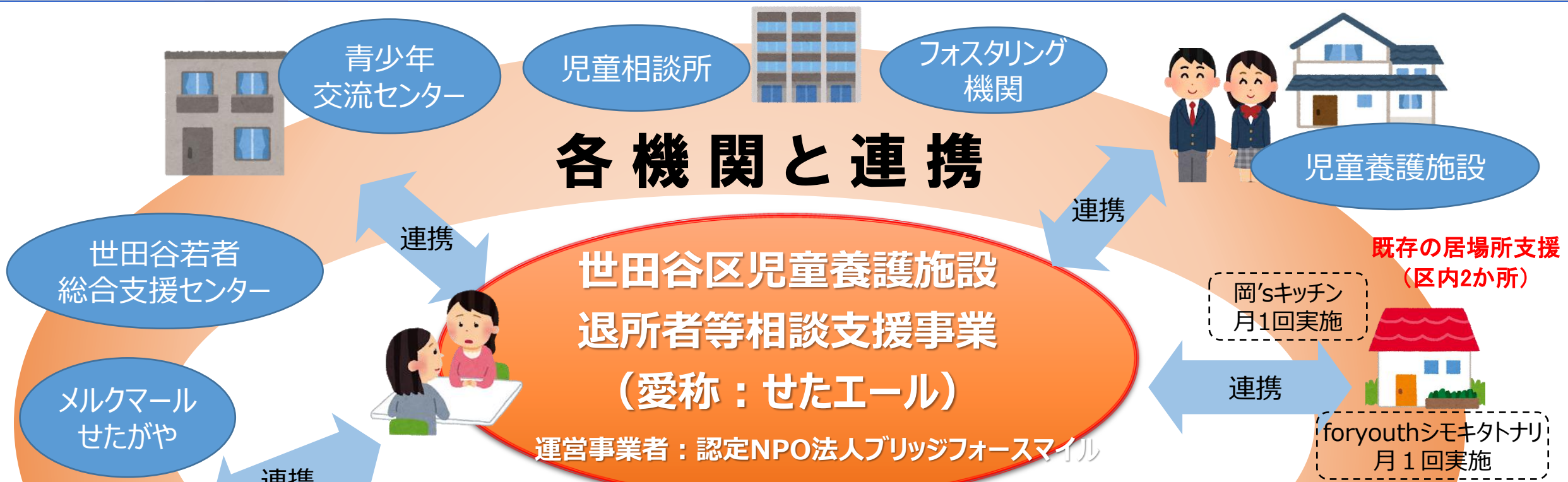
国等の補助金を活用

新規 相談支援

- 入所中から退所後の継続的できめ細やかなサポート
- 身近な困りごとの相談対応、個別の状況に応じた支援、関係機関へのつなぎ
- 退所者同士が相互交流し、必要な支援につながっていけるよう、**居場所支援を併せて実施**

○改正児童福祉法（令和6年4月施行）

【社会的養護自立支援拠点事業】（都道府県等の努力義務として位置づけ）
 社会的養育経験者の自立支援として、「措置解除者等や自立支援を必要とする者を対象」に、「相互の交流を行う場を開設し、対象者に対する情報の提供、相談・助言、関係機関との連絡調整等を行う」



各機関と連携

**世田谷区児童養護施設
退所者等相談支援事業
(愛称: せたエール)**

運営事業者: 認定NPO法人ブリッジフォースマイル

【概要】

- 実施場所: 北沢2-10-15-614 (下北沢駅徒歩1分)
- 開所日: 火・木曜日 10~18時
水曜日 10~18時 (居場所事業14~18時)
金・日曜日・祝日 14~20時 (居場所事業14~20時)
- 相談方法: 原則対面により実施 (電話・メールによる事前予約制)
※居場所事業は予約不要
- 対象者: ①区内の施設・里親から措置解除された人(入所中含む)
②区児相の措置で区外の施設・区外里親から措置解除された人(入所中含む)
③ ①②以外の社会的養護出身者で、区内に住んでいる人

